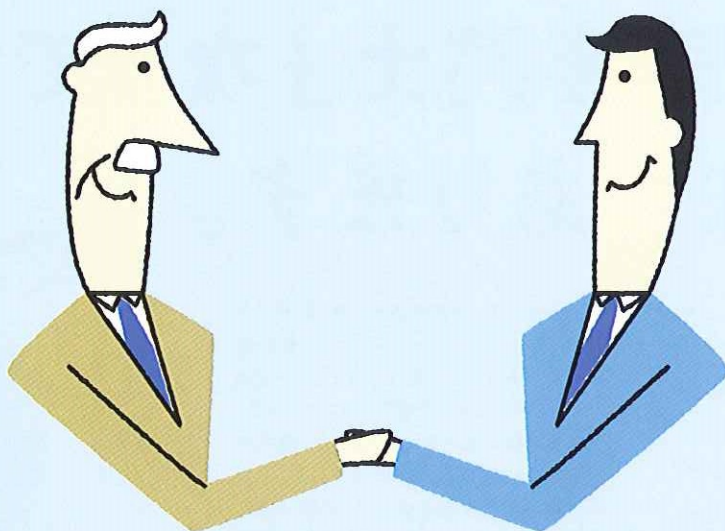


ご安心ください。  
その土地の価値を知る  
プロフェッショナル  
＝相続対策専門士です。



相続、問題になる前に。まずはお気軽にご相談ください。

公益財団法人  
不動産流通  
近代化センターが  
認定しています。



公認 不動産コンサルティングマスター  
相続対策専門士

相続問題は相続税の有無や資産の形にかかわらず、事前整理が大切です。  
とくに、不動産に関する税制、活用方法が複雑化している現在、一度、お気軽に不動産の価値が分かるプロにご相談ください。

# 不動産に関する相続の、 小さな疑問も、大きな悩みも。

自分の持家は  
どのくらいの  
相続税が  
かかるんだろう？

この土地を  
最も賢く  
子供たちに  
手渡すには？

生きている  
間に相続  
しやすい資産に  
変えておきたい。

アパート  
経営って、  
本当に  
お得なの？

できる限り  
資産を分散  
したくないん  
だが…。

トラブルに  
ならない  
相続方法を一緒に  
考えてほしい。

相続人が  
いない場合、  
土地は  
どうなるの？

資産運用と  
相続対策、  
どちらも  
聞きたい。

## 「相続対策専門士」ならではの 解決方法があります。

宅地建物取引主任者、不動産鑑定士、一級建築士のいずれかの国家資格を持ち、公益財団法人不動産流通近代化センターが実施する試験に合格、そして5年以上の実務経験を有する者—それが「公認不動産コンサルティングマスター」その中でもさらに相続対策に関する集中講座を受講し、修了試験に合格した者のみが「相続対策専門士」を名乗ることができます。

☆集中講座にて、実際の事例に基づくケースワークやディスカッションを通じて相続対策スキルを身につけたスペシャリストであり、また毎年資格更新を行うことにより、常に高い倫理観とモラルを維持し、専門知識をブラッシュアップしています。

☆不動産の専門知識を中心に、法律、税務、建築、金融など、複合的な視点で依頼者様の心配を安心に導く最適な相続対策をご提案いたします。

☆地域に密着し、依頼者様が気軽に立ち寄れる、言わば「相続よろず相談所」です。



お問合せ

公益財団法人不動産流通近代化センターが認定する公認 不動産コンサルティングマスター相続対策専門士